

令和3年9月27日  
株式会社 但馬銀行

## 「Bank Pay 取引規定」の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、令和3年10月1日（金）より、「Bank Pay 取引規定」を下記のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

### 記

#### 1. 改定する取引規定

[Bank Pay 取引規定](#)

※改定箇所は、こちらからご確認いただけます。

#### 2. 主な改定内容

|   | 追加項目               | 改定の概要                                       | 該当箇所                         |
|---|--------------------|---|------------------------------|
| 1 | 立替払方式追加に伴う記載の追加・修正 | 現行の債権譲渡方式に加え、立替払方式の追加にあたっての記載の追加、および記載内容の修正 | ➤第1条(2)<br>➤第4条(5)<br>➤第4条の2 |
| 2 | 公的加盟機関対応に伴う記載の追加   | 公的機関へのBank Pay 導入にあたって、これを考慮した条文を追加         | ➤第1条の2                       |

#### 3. 改定日

令和3年10月1日（金）

以 上

＜本件に関するお問い合わせ＞  
但馬銀行 総務部（業務企画課）  
0796-24-2111（代表）  
受付時間／9：00～17：00（ただし、銀行休業日を除く）